

# 指定居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 本規程は、医療法人社団筑波記念会の運営する「指定居宅介護支援事業所」の行う指定事業（以下「事業」という）に関して、適正な運営を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 本事業は、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守する。

3 事業の運営にあたっては、関係市町村、他指定居宅支援事業者、介護保険施設、地域の保健、医療、福祉サービス事業者および地域包括支援センター等との連携に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

名称：医療法人社団 筑波記念会 指定居宅介護支援事業所

所在地：茨城県つくば市要 159-1

## (従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。ただし業務の必要に応じて職員数は増員されることがある。

(1) 管理者（主任介護支援専門員）・・・・・・・・・・1名（介護支援専門員兼務）

管理者は、従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、苦情の処理その他の管理を一元的に行い、法令等で規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮を行う。

(2) 介護支援専門員・・・1名以上（利用者44名又はその端数が増すごとに1人増とする）

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに必要な情報提供をする等の連携を図る。

## (営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日まで。ただし、祝日と12月30日から1月3日までは休業日とする。

(2) 営業時間：8時30分から17時30分。

(3) 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保する。

## (居宅介護支援事業の提供方法および内容、利用料等)

第6条 本事業の内容および提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所・・・事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所

(2) 使用する課題分析票の種類・・・居宅サービス計画ガイドライン方式（全国社会福祉協議会）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の生活全般について十分な理解と課題の把握に努め、当該地域におけるサービス事業者等に関する情報を適正に提供し、選択を求める。

(3) サービス担当者会議の開催場所・・・事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所

介護支援専門員は提供されるサービスの目標、達成時期、留意点等明記した居宅サービス計画原案を作成し、原則としてサービス担当者会議を開催、やむを得ない理由がある場合には担当者に照会し、各サービス担当者が情報の共有を図る。また居宅サービス計画原案を利用者又はその家族に説明し、文書に

より利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 …… 月 1 回以上訪問（モニタリング結果はすぐに記録する）定期的に評価を行い、状態の変化に伴う区分変更申請、あるいは要介護認定の更新申請の支援をする。
  - (5) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院・入所を希望する場合は、紹介やその他の便宜を提供する。
  - (6) 居宅サービス計画に福祉用具貸与及び購入を位置づける場合、当該計画に福祉用具貸与及び購入が必要な理由を記載する。
- 2 本事業で各々のサービスを提供した場合の利用料の額は、「介護報酬告示上の額」とする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、つくば市とする。

（個人情報保護）

第 8 条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族に関する個人情報を他に漏らしてはならない。退職した職員も同様とする。またサービス担当者会議等において利用者及びその家族の情報を開示する場合は、利用者及びその家族の同意を得ておかなければならない。

（苦情処理）

第 9 条 居宅介護支援の苦情・不満については「相談窓口」を設け、受け付けた場合は速やかに状況把握に努め、必要に応じて検討会議を開く。その結果は利用者に説明すると同時に具体的対応に努め、記録を台帳等に残し、再発防止に努める。

（事故対応）

第 10 条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、利用者またはその家族の身体・財産・人権等の事故が発生したときは、速やかに保険者に連絡し、必要な措置を講じる。

2 前項に規定する事故が、事業の責に帰すべきものであり、かつ損害賠償すべきものであったときは、病院管理事業者は損害賠償を行うものとする。

また、事故の状況およびその際にとった処置について記録し、再発を防ぐための対策を講じる。

（緊急時の対応）

第 11 条 介護支援専門員は、面接中および訪問時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（記録の整備、閲覧）

第 12 条 利用者のサービス提供に際して作成した記録、書類は、完了日より 5 年間保存する。

2 事業所は利用者に対し、保管する利用者に関する記録・書類の閲覧、謄写に応じる。

（業務継続計画の策定等）

第 13 条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症予防・感染症蔓延防止等）

第 14 条 事業所は、事業所において感染症が発生または蔓延しないよう措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための対策を検討する委員会を設置し、6 月に 1 回以上委員会を開催し、その結果に従業者に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止のための措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、1年に1回以上委員会を開催し、その結果を従業員に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 虐待防止のための責任者(担当者)を置く。

2 事業所は当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 管理者は、介護支援専門員の質的向上を図るため、積極的に研修の機会を設ける。

(1) 介護支援専門員現任研修計画によるキャリア別研修に参加する。

(2) 事業所外の専門研修および併施設内での研修に参加すると共に、事業所内で必要な研修を実施する。

2 この運営規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、筑波記念会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 事業所の職員の扱い、守るべき規則については、筑波記念会就業規則に準ずる。

付則 この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 10 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 6 月 8 日から施行する。